

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	上野村

## 上野村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 振興課  
所在地 群馬県多野郡上野村大字川和11番地  
電話番号 0274-59-2111  
FAX番号 0274-59-2470  
メールアドレス kosuda-na@vill.gunma-ueno.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	上野村内一円

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	プラム、ネギ、トウモロコシ、ジャガイモ、赤いも	359千円 10a
イノシシ	ジャガイモ	88千円 3a
ニホンジカ	小麦、タラの芽	42千円 2a
ハクビシン	トウモロコシ	43千円 2a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンザル 村内西部地区に3群 (1群約30頭)、東部地区に2群 (1群約30頭) が生息しており、椎茸の出始めをほじったり、ネギ等露地野菜及び収穫後の干し柿、切り干し等に被害を与えている。近年は対策の効果が少しずつ現れはじめているが、被害は横ばいとなっており、継続した対策が不可欠である。

イノシシ 以前は、村全域において人家から離れた畑に被害が集中していたが、近年は対策の効果が少しずつ現れており、被害は横ばいとなっている。捕獲数も減少しているが地元猟友会の有害鳥獣捕獲員によれば、一定数生息していることは明らかなため、継続して捕獲活動を行う必要がある。

ニホンジカ 以前は、村全域人家近くでは見受けられなかったが、近年人家近くの農地に被害が集中し発生している。樹木だけでなく、そば、大豆、白菜、キャベツ等多くの作物に被害が拡大している。

ハクビシン 近年、村内全域に出没している。とうもろこし等の食害が報告されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
ニホンザル	359千円 10a	320千円 8.7a
イノシシ	88千円 3a	79千円 2.7a
ニホンジカ	42千円 2a	35千円 1.7a
ハクビシン	43千円 2a	38千円 1.8a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>1 ニホンザル 年間を通して、銃器等による捕獲を実施。</p> <p>2 イノシシ 猟期中は銃器及び罠による捕獲を実施。猟期外についても必要に応じて許可を受けて銃器及び罠で対応している。</p> <p>3 ニホンジカ 近年、イノシシによる被害よりシカによる被害が多くなり、許可により猟期中は雌についても捕獲を行っている。また、猟期外についても雌雄ともに必要に応じて許可を受けて銃器及び罠で対応している。</p>	<p>捕獲を行う対象鳥獣捕獲員が高齢化しており、後継者の育成等、体制維持が求められている。また、突如出没するサルに対する体制整備が求められている。</p> <p>人家周辺まで生息域が拡大しているため、猟期中においても、銃器による捕獲が困難となっている。</p> <p>近年、生息区域の拡大により、イノシシによる被害を超える状況となっており、銃器による捕獲が困難となってきている。ICT技術などを活用したワナでの捕獲も検討する必要がある。</p>

	<p>4 ハクビシン</p> <p>近年、生息区域の拡大により、被害が発生しているため、罠による捕獲を推進している。</p>	<p>従来のネットや電柵の対策が難しく、被害が出てからの対処となっており、被害発生前に捕獲することが困難となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>イノシシ、ニホンジカ等への対策として、平成12年より電気柵の設置を推進してきた。さらに、電気柵の周囲を漁網ネットで囲む対策も実施している。</p> <p>平成18年度には、ニホンザルの対策として、小規模土地改良事業により「サル避けネット」を勝山地区に設置した。</p> <p>また、19年度からは電気柵を3段から5段に変更し、有害鳥獣の侵入を防いでいる。</p>	<p>これらの対策を実施した地域は山の周辺であり、勾配もきつくと、又、高齢化も進んでおり、電気柵等の管理が充分に行えない状況にある。</p> <p>電気柵の管理は、漏電を防ぐため草刈り等定期的に行わなければならないが、高齢化が著しい地域に取っては大きな負担となっている。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>ニホンザル</p> <p>年間を通して、残渣への対応などを住民や農家へ周知している。</p> <p>ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン</p> <p>年間を通して草刈りや森林整備などの景観整備を実施して緩衝帯の設置などの対策をしている。</p>	<p>住民の高齢化や空き家の増加が進み、放置されている柿などが増加している。</p> <p>緩衝帯の設置は一定の効果があると考えられるが、急傾斜地が多く、個人への負担が大きく、年間を通しての管理が難しい状況にあるため、ICTなどを活用し、効率的な方法を検討していく必要がある。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

ニホンザル…今後も銃器による捕獲を中心に行っていく。又、「サル避け電気柵」については、効果が充分得られたことから、管理できる地区には積極的に設置を推進する。ICT 技術を積極的に活用し、捕獲活動の効率化を進める。

イノシシ、ニホンジカ…現状の対策が効果的であることから、引き続き銃器等による捕獲及び電気柵等の設置を推進する。ICT 技術を積極的に活用し、捕獲活動の効率化を進める。

ハクビシン…小型檻を設置し、猟友会等の協力を要請し捕獲を実施し、農作物被害等の軽減を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT (情報通信技術) 機器や GIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

#### 1 ニホンザル

現在任命している対象鳥獣捕獲員に年間をとおしてニホンザル出没時の捕獲を引き続き依頼する。

#### 2 イノシシ・ニホンジカ

必要に応じて捕獲を猟友会に依頼する。

#### 3 ハクビシン

必要に応じて捕獲を猟友会に依頼する。

※対象鳥獣の捕獲については、特措法第9条に定める鳥獣被害対策実施隊の対象鳥獣捕獲員が従事する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。  
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。  
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ニホンザル	威嚇用火火等による追い払いを行う。 ドローン等 ICT 技術を活用した効率的な捕獲活動を実施する。
	イノシシ	威嚇用火火等による追い払いを行う。 ドローン等 ICT 技術を活用した効率的な捕獲活動を実施する。
	ニホンジカ	漁網ネット等により侵入を防止する。 ドローン等 ICT 技術を活用した効率的な捕獲活動を実施する。
	ハクビシン	檻等を使用し捕獲する。
令和8年度	ニホンザル	威嚇用火火等による追い払いを行う。 ドローン等 ICT 技術を活用した効率的な捕獲活動を実施する。
	イノシシ	威嚇用火火等による追い払いを行う。 ドローン等 ICT 技術を活用した効率的な捕獲活動を実施する。
	ニホンジカ	漁網ネット等により侵入を防止する。 ドローン等 ICT 技術を活用した効率的な捕獲活動を実施する。
	ハクビシン	檻等を使用し捕獲する。
令和9年度	ニホンザル	威嚇用火火等による追い払いを行う。 ドローン等 ICT 技術を活用した効率的な捕獲活動を実施する。
	イノシシ	威嚇用火火等による追い払いを行う。 ドローン等 ICT 技術を活用した効率的な捕獲活動を実施する。
	ニホンジカ	漁網ネット等により侵入を防止する。 ドローン等 ICT 技術を活用した効率的な捕獲活動を実施する。
	ハクビシン	檻等を使用し捕獲する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ニホンザルについては、年間を問わず農作物被害と家屋への侵入等があり、生息域は山の奥から遠ざかり、人里に頻繁に下りてくる傾向にあり、最近では、一番の有害鳥獣となっている。個体数は年々増加していたが、最近は大規模捕獲檻や有害捕獲活動により、横ばいか若干の減少に転じている。 イノシシについては、捕獲数は年々減少の傾向にある。被害は植え付け時と収穫時に集中しており、猟期はもちろん被害の状況により適宜捕獲を実施する。 ニホンジカについては、年々増加しており、被害は年間をとおして発生している。まだまだ生息数は多く、防止策を講じていない地区での被害が拡大していることから、猟期中の捕獲に力を入れる。 ハクビシンについては、近年、村内全域に生息域を急速に広げつつあり、それに伴いとうもろこし等の農作物被害が報告されている。捕獲等により被害軽減を図るだけでなく、生息数調整及び生息範囲の拡大防止に努める。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル	40頭	40頭	40頭
イノシシ	60頭	60頭	60頭
ニホンジカ	400頭	400頭	400頭
ハクビシン	5頭	5頭	5頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ニホンザルについては、年間をとおして許可を受け、村内全域において銃器による捕獲を行う。 イノシシについては、猟期期間を外した約8ヶ月間被害の発生状況に応じて、許可を受け、村内全域において銃器等による捕獲を行う。 ニホンジカについてもイノシシと同様とする。 ハクビシンについては、年間を通して許可を受け、村内全域において檻による捕獲を行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
銃砲刀剣類所持取締法第5条の2第4項第1号に規定するライフル銃（特定ライフル銃含む）による捕獲について、該当なし。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
上野村全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル	金網柵	金網柵	金網柵
ニホンジカ	延長200m	延長200m	延長200m
イノシシ	既存柵に接続	既存柵に接続	既存柵に接続
ハクビシン			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ ハクビシン	猟友会への委託や近隣住民、地区ボランティアにより維持・管理を実施する。	猟友会への委託や近隣住民、地区ボランティアにより維持・管理を実施。	猟友会への委託や近隣住民、地区ボランティアにより維持・管理を実施。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ニホンザル  ニホンジカ イノシシ  ハクビシン	<p>猟友会に委託し、捕獲檻を設置し捕獲を行う。地区に配置した威嚇用花火を活用し、地区のボランティアにより追い払う。</p> <p>漁網ネットを農地所有者により農地周辺に設置し、侵入を防止する。</p> <p>猟友会に委託し、捕獲檻を設置し被害があれば捕獲する。</p> <p>下刈り、枝打ち、間伐等森林整備を行うことで併せて景観整備も行う。</p> <p>猟友会に委託し、捕獲檻を設置し被害があれば捕獲する。</p>
令和8年度	ニホンザル  ニホンジカ イノシシ  ハクビシン	<p>猟友会に委託し、捕獲檻を設置し捕獲を行う。地区に配置した威嚇用花火を活用し、地区のボランティアにより追い払う。</p> <p>漁網ネットを農地所有者により農地周辺に設置し、侵入を防止する。</p> <p>猟友会に委託し、捕獲檻を設置し被害があれば捕獲する。</p> <p>下刈り、枝打ち、間伐等森林整備を行うことで併せて景観整備も行う。</p> <p>猟友会に委託し、捕獲檻を設置し被害があれば捕獲する。</p>
令和9年度	ニホンザル  ニホンジカ	<p>猟友会に委託し、捕獲檻を設置し捕獲を行う。地区に配置した威嚇用花火を活用し、地区のボランティアにより追い払う。</p> <p>漁網ネットを農地所有者により農地周辺に設</p>

	イノシシ	置き、侵入を防止する。 猟友会に委託し、捕獲檻を設置し被害があれば捕獲する。
	ハクビシン	下刈り、枝打ち、間伐等森林整備を行うことで併せて景観整備も行う。 猟友会に委託し、捕獲檻を設置し被害があれば捕獲する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

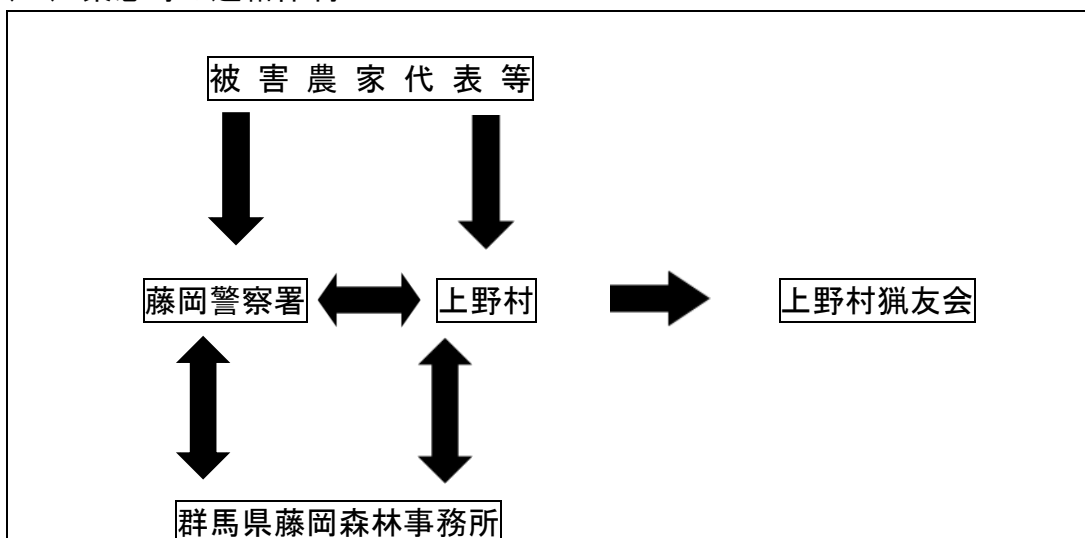
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
上野村	被害調査及び連絡調整、情報提供
藤岡警察署	地域巡回、情報提供、警戒、広報
藤岡森林事務所	被害調査及び連絡調整、情報提供
上野村猟友会	地域巡回、情報提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場、もしくはその周辺で、適切に埋設処理を行っている。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	群馬県は放射性物質による出荷制限地域のため、現段階では利活用はできない。出荷制限地域が解除となった場合でも、捕獲場所から適切に処理できる施設まで1時間以上かかるため利活用は難しい。
ペットフード	群馬県は放射性物質による出荷制限地域のため、現段階では利活用はできない。出荷制限地域が解除となった場合でも、捕獲場所から適切に処理できる施設まで1時間以上かかるため利活用は難しい。
皮革	捕獲した鳥獣を剥製や敷物に利活用しているが、専門の業者が村内にはなく、また加工には高額な費用がかかるため、利活用は難しい。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	角製品は個人の趣味の範囲でキーホルダーなどに加工しているが、全体からすればごく少数であり、また加工技術をもっている者が近隣にいないため、利活用は難しい。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

該当なし。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の

知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
上野村猟友会	鳥獣の捕獲、追い払い。 情報の提供と共有。
西部農業事務所藤岡地区農業 指導センター	技術供与と指導助言。資料収集 情報の共有。
藤岡森林事務所	技術供与と指導助言。資料収集。 情報の共有。
上野村農業協同組合	協議会と被害農家の連携に努める。 各種情報提供と情報の共有。
上野村村議会議員	村民からの要望等の集約、報告。
被害農家代表	被害現場の集約、情報提供及び情報の共有。 電気柵等の見回り。
上野村	協議会の運営。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県鳥獣被害対策支援センター	技術供与と指導助言。資料収集。 情報の共有。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

上野村猟友会員 44 名を特措法第 9 条に定める「鳥獣被害対策実施隊の対象鳥獣捕獲員」として任命し、村内一円の対象鳥獣の捕獲を担っている。
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が

行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、銃砲やわなの狩猟免許の取得が円滑にできるように情報提供を積極的に行い、被害防止施策の実施体制を整備する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。